平成２１年（フ）第３４５号
埼玉県狭山市広瀬台１丁目49番27号
債務者　西山　　恵（旧姓細井）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５５号
埼玉県川越市大字藤間890番地24
債務者　高橋　ミツ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６９号
埼玉県飯能市大字中藤中郷450番地の２
債務者　安藤　武久
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３７０号
埼玉県飯能市永田台２丁目５番地14
債務者　青木　和一
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３８２号
埼玉県所沢市小手指南６丁目14番地の11
ジュネス高峰108
債務者　田谷　圭一
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３８８号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保365番地35
カーメルⅠ―401号
債務者　根本　義雄（旧姓田子）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４０２号
埼玉県川越市稲荷町16番地８　長野ハイツ203号室
債務者　加藤　時子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１５号
埼玉県川越市大字今福416番地１　プレジールＢ棟202号室、前住所栃木県下都賀郡岩舟町大字静565番地１　セジュール喜多Ｇ―202号
債務者　増田　兼治
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１７号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目３番地17
サツキハイム202、前住所東京都板橋区赤塚６丁目39番15号　かすが荘203号
債務者　室　　祥子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３４２号
東京都杉並区西荻南１丁目５番17号　第２加賀フラッツＧ、申立時の住所新潟市東区下木戸２丁目23番26号アリエス下木戸207号
債務者　本間　好明
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７４号
新潟市東区津島屋６丁目150番地１　ルミエール101号
債務者　櫻田智恵子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９２号
新潟市南区大通黄金５丁目６番地17　セジュール大通黄金Ｂ103、前住所新潟市中央区女池上山３丁目18番37号　藤荘５号
債務者　馬淵　絵美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０２号
新潟市中央区鳥屋野１丁目37番13号
債務者　坂田　伸之
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０３号
新潟市東区古川町８番27号、前住所新潟市東区東中島１丁目14番15号
債務者　清野　賢治
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３号
京都府京丹後市丹後町間人1981番地、前住所大阪府泉佐野市鶴原488番地の14
債務者　中江　好晴
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第５１号
京都府福知山市字京27番地の１　グレーメゾネット206号
債務者　栄山　吉英
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
京都府福知山市字中ノ１番地の11
債務者　吉田　芳子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係